

仕様書

令和7年度与那原町教育系ネットワーク用アンチウイルスソフト等導入業務委託

与那原町

1. 目的

老朽化に伴う現行システムについて、各学校用のアンチウイルスソフトを新規導入し、セキュリティ強化と速度向上（インターネットアクセスへの）を目的とする。

2. 概要

各学校はイントラネット等を介することにより与那原町役場（以下、本庁）を通し外部ネットワークと繋がっている（資料1参照）。そのため3校（与那原小、与那原東小、与那原中）が同時（各端末ごと）にインターネットへアクセスした場合速度に影響がないアンチウイルスソフトの製品選定をおこなうこと。

アンチウイルスソフト用のサーバ及びUPSについては本庁サーバー室へ設置し、庁舎からインターネット接続するネットワークへの影響を最小限とすること。

導入後の運用について、教職員、教育委員会等の負担を最小限に抑えられるよう十分なサポート体制を構築すること。

3. 対象

対象拠点と各拠点の端末台数は以下のとおりとする。

対象拠点名	住所	端末台数 ※
与那原中学校	沖縄県島尻郡与那原町与那原 57	90
与那原東小学校	沖縄県島尻郡与那原町板良敷 50	90
与那原小学校	沖縄県島尻郡与那原町与那原 735	90
合計		270

※本仕様書に記載の端末台数は現時点での概算であり、実際の端末台数は減少する場合がある。なお、最終的な端末台数は導入時点に確定するものとし、契約数量の調整を行う場合がある。

4. ソフトウェア仕様

（ア） アンチウイルスソフト仕様

① 基本概要

各3校にある教育系ネットワーク系パソコン全て（各校事務室のLGWAN端末（与那原町役場総務課所管）、児童生徒用タブレット、パソコン教室端末を除く。）に導入する。

管理運用については本庁から管理画面などで設定・操作が可能であること。

② 対象端末

A) クライアントOS

- ・ Windows10 又は Windows11

B) サーバー

- ・ Windows Server 2022 以降のバージョンとし、導入時点で安定運用可能なバージョンであること。

③ 運用・管理

- A) クライアント端末を集中管理する仕組みを有すること。
- B) 管理画面より一括して以下の操作がクライアント端末に対して可能であること。

- ・ ウイルスパターンファイルのアップデート。
- ・ 特定の端末へ強制的なウイルススキャンの実施。
なおその際は、クライアント端末よりスキャンの停止ができないこと。
- ・ 管理画面より、各端末における以下の情報が閲覧できること。

- イ) ドメイン名
- ロ) コンピュータ名
- ハ) IP アドレス
- ニ) MAC アドレス
- ホ) ウイルス定義データベースバージョン
- ヘ) OS
- ト) 製品名

- ・ クライアント端末より管理画面が開けること。
- ・ 管理画面が日本語で提供されており、Web ブラウザまたは専用管理コンソールにより設定が可能であること。
- ・ 外部メディア接続時に自動でウイルス検知を行うこと。
- ・ 必要に応じて外部メディアの利用制限が可能であること。
- ・ クライアント端末より以下の操作が可能であること
 - イ) ウイルスパターンファイルのアップデート
管理サーバと接続し、自動的にパターン更新が可能なこと。
 - ロ) ドライブ等を指定し、個別でのウイルススキャン
 - ハ) 過去のログ出力
 - ニ) メール受信時の自動ウイルススキャン

④ ログ管理

- ・ ログ集計レポートが使用可能であること。
- ・ ログのローテーション機能を有すること。
- ・ グループ単位でログ出力が可能なこと。
- ・ ログの出力条件及び出力項目をユーザーが選択可能なこと。

⑤ その他セキュリティ機能

- ・ネットワーク攻撃保護機能としてボットネット保護や IDS 機能を搭載し、ネットワークトラフィックの内容を分析して脅威（DNS ポイズニング攻撃、ポートスキャン攻撃など）と判定したものをブロックする機能を有すること。

⑥ ライセンス

- ・現時点では WindowsOS への対応を必須とし、将来的に他 OS の導入があった場合に柔軟に対応可能なライセンス形態を提供可能とすること。

5. ソフトウェア設定

初期導入に際し、管理上必要となる設定（通知メール設定など）を実施すること。
なお、各クライアントへの設定作業も含むものとする。

6. ハードウェア仕様

ソフトウェア仕様にて定義されている各ソフトウェアが動作する機器を用意すること。レスポンスの遅れなどから各端末の作業遅延が発生しないよう、十分な性能を有すること。機器は、サーバ製品またはアプライアンス製品どちらでも可とする。
なお、サーバ製品を仮定した際の基本仕様を以下の通りとし、下記と同等又はそれ以上の性能を有すること。

（ア）サーバ仕様

項目	要件
OS	OS は Windows Server 2022 以降のバージョンとし、導入時点で安定運用可能なバージョンであること。
CPU	本事業で導入するアンチウイルスソフト及び関連ソフトウェアが安定稼働するために十分な処理能力を有するもの。複数の同時処理（ウイルススキャン、ログ集計、管理操作等）を遅延なく行える性能であること。
メモリ	アンチウイルスソフト及び関連機能（管理コンソール、ログ蓄積・分析等）を安定的に動作させるために必要な容量を有していること。メモリ使用率が高負荷にならないよう、適切にサイジングされていること。
HDD	ログデータ、ウイルス定義ファイル、各種設定情報の保存・保全に支障がない十分な容量を有すること。
形状	サーバ及び UPS は各 1U のラックマウント型とする。
無停電電源装置	・サーバ、アプライアンス用として UPS を導入すること。 ・10 分程度の電源停止に耐えられる容量とすること。 ・サーバ等を自動シャットダウンできるように構成すること。

CAL	270 ライセンス
保証期間	5 年

(イ) その他

- ① 上記サーバスペックについてはアンチウイルスソフト機能を含めた内容でサイジングしたスペックである。
- ② ソフトウェア仕様にて定義されている各ソフトが登載可能であり、かつ同一サーバ内にて運用が可能であること。
※ただし上記②に関しては、サーバを 2 台以上準備し対応することを禁止するものではない。
- ③ 選定した各アプリケーションで必要とする要件を満たしたスペックであること。

7. 施工履行期限

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

8. 保守・サポート

(ア) 期間

5 年間（契約締結日から 5 年間）

(イ) 保守（通常運用内容）

サーバー等機器の故障等トラブルが発生した場合について、下記の対応を行うこと。

- ① 緊急を要する場合※1（システムの稼働トラブル）
 - ・本事業で導入した各種ソフトウェアに起因したもしくは起因した可能性のある教職員用端末について、不具合等の対応を行う。
 - ・電話及びメール（メーリングリスト（請負業者にて準備））にて学校の情報担当の教員より報告し、請負業者にて早急※2 に対応すること。

※1 学校教育課にて判断を行う。

※2 平日の 9 時～17 時に連絡を受けた場合 3 時間以内に初動対応をおこなう、障害状況を請負業者が与那原町へ連絡する。休日、祝日等に関しては、翌営業日（学校業務稼働日）に 3 時間以内に対応する。
- ② 緊急でない場合

定期メンテナンスの際に対応する。
- ③ 上記①②に関して請負業者は不具合の一次切り分け、各メーカーへの問い合わせ代行、復旧作業を実施すること。

(ウ) 保守（定期メンテナンス等）

① 年2回の定期メンテナンス作業を行う。

・通常対応内容

- A) OS及びアプリケーションのログ確認、ソフトウェアのアップデート、エラー対応（メーカー問い合わせ、各種設定変更）等
- B) アンチウイルス：パターンファイル更新状況の確認、端末適用状況の確認、最新パターンファイルが適用できていない端末のトラブルシューティング等。

② 端末の更新作業

- A) 定期メンテナンス作業時に各端末への WindowsUpdate 作業を行うこと。

③ 初期導入以後のアンチウイルスソフト等の設定作業について

- A) 新規に教職員用の端末を購入した場合は、各学校の情報支援員等で設定作業を行う。そのため請負業者にて設定手順書を作成すること。なお手順書は、IT に詳しくない職員であっても確実に作業できるよう、以下の要件を満たすこと。

①専門用語の使用は必要最小限とし、用いる場合は必ず平易な説明を併記すること。

②各工程には操作画面のスクリーンショットや図解を掲載し、視覚的に理解できるようにすること。

- B) 職員用端末の故障による修理・保守を行った場合も上記A)と同様に、各学校の情報支援員等で設定作業を行う。
- C) その他、各学校の情報支援員で設定作業を行う際に不具合が発生した場合、請負業者は質問・障害内容を受付、不具合の状況を確認し対応を行うこと。状況確認については必要に応じて現場にて確認を行うこと。

9. 提出ドキュメント

(ア) 完成図書（1部）※電子媒体（DVD-ROM等）を含む。

設計書や構成図などが記載されていること。

(イ) 操作手順書（各4部）

(ウ) 設定手順書（各4部）

10. その他

(ア) 公式HP、開発元への問い合わせ、仕様書及びマニュアル等が日本語対応しているもの。

(イ) 開発元への問い合わせに対して、一週間または遅くとも2週間以内に回答の対

応があるもの。

- (ウ) 開発元が対応できない場合、本町と納入業者間で他の対応方法の協議を行うこと。